

天栄村スキーリフト券等助成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生涯スポーツの振興を図るため、村内のスキー場のシーズン券、又はリフト券を購入する者に対し、天栄村補助金等の交付等に関する規則（昭和59年天栄村規則第4号）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で、天栄村スキーリフト券等助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(補助対象者)

第2条 村内のスキー場のシーズン券、又はリフト券を当該年度の3月31日までに自己の利用のために購入した者で、以下のいずれかに該当する者に補助金を交付するものとする。

(1) 村内に住所を有している者

(2) 村内の幼稚園、小学校、中学校に在籍する園児、児童、生徒及びその保護者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表1のとおりとし、1人当たりの年間の補助限度額は、別表2のとおりとする。

(交付申請及び補助金の請求)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、天栄村スキーリフト券等助成事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて購入年度の3月31日までに村長に提出するものとする。ただし、利用者が未成年者の場合においては、申請者はその保護者とする。

(1) 購入したシーズン券の写し、又は利用後のリフト券

(2) 申請者及び利用者の運転免許証又は健康保険証の写し等本人確認書類

(交付の決定)

第5条 村長は、前条の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付を決定した者に対し、補助金交付指令（様式第2号）により通知し、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(取り消し又は返還)

第6条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 申請書、その他の書類の内容に虚偽の事実の記載があったとき。

(3) 補助金の交付決定の内容、またはこれらに付した条件に違反したとき。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

別表 1

リフト券区分	シーズン券購入補助額	1日券購入補助額	5時間券購入補助額
大人	14,500円	購入金額の1/2	購入金額の1/2
シニア (50歳以上)	13,000円		
18歳以下	購入金額の全額	購入金額の全額	購入金額の全額

別表 2

区分	年間補助限度額
18歳以下	限度なし
50歳未満	14,500円
50歳以上	13,000円